

## 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

海善寺北美化推進委員会（以下「里親」という。）、東部町長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、（主）小諸上田線 における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

### （活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名	主要地方道	小諸上田線	
区 間	（主）小諸上田線	寺坂住宅団地西入口交差点	から
	（主）小諸上田線	海善寺北交差点	まで

### （役割分担）

第2条 里親、市町村長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 里親は、活動区間の〔歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業等を行い〕、良好な環境の保持に努める。
- （2） 市町村は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3） 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。

また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

### （安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

### （ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを市町村の分別方法に従って分別した後、処理を市町村に依頼するものとする。

### （新たな植栽等の取り扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

(活動計画等)

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(協定の解除)

第8条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、三者が協議して解決する。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成16年 1月 20日

(里親)

団体所在地

団体名

海善寺北美化推進委員会

代表者名

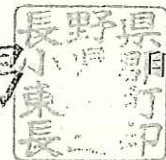
田村源三郎



(市町村)

東部町長

土屋哲男



(道路管理者)

長野県

上田建設事務所長

塩入 正信





## 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

新屋百寿会（以下「里親」という。）、東部町長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、（主）小諸上田線 における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

### （活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名	主要地方道	小諸上田線		
区 間	（主）小諸上田線	新屋交差点		から
	（主）小諸上田線	上田方面300m先		まで

### （役割分担）

第2条 里親、市町村長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 里親は、活動区間の〔歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業等を行い〕、良好な環境の保持に努める。
- （2） 市町村は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3） 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。

また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

### （安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

### （ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを市町村の分別方法に従って分別した後、処理を市町村に依頼するものとする。

### （新たな植栽等の取り扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

(活動計画等)

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(協定の解除)

第8条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、三者が協議して解決する。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成16年 1月 20日

(里親)

団体所在地

団体名

新屋百寿会

代表者名

白石 繁



(市町村)

東部町長

土屋哲男



(道路管理者)

長野県

上田建設事務所長

塩入 正信



## 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

緑のサポーター（以下「里親」という。）、東部町長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、（主）丸子東部インター線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

### （活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名	主要地方道	丸子東部インター線		
区間		（主）丸子東部インター線	常田交差点	から
		（主）丸子東部インター線	浅間カライン交点	まで

### （役割分担）

第2条 里親、市町村長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 里親は、活動区間の〔歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業等を行い〕、良好な環境の保持に努める。
- （2） 市町村は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3） 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。

また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

### （安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

### （ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを市町村の分別方法に従って分別した後、処理を市町村に依頼するものとする。

### （新たな植栽等の取り扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。



2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

(活動計画等)

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(協定の解除)

第8条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、三者が協議して解決する。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成16年 1月 20日

(里親)

団体所在地

団体名

緑のサポーター

代表者名

山浦夏子



(市町村)

東部町長

土屋哲男



(道路管理者)

長野県

上田建設事務所長

塩入正信



## 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

田中宿花を育む会（以下「里親」という。）、東御市長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、一般県道 東部望月線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

### （活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名	(一) 東部望月線
区間	(一) 東部望月線 田中駅前交差点 から (一) 東部望月線 常田南交差点 まで

### （役割分担）

第2条 里親、市町村長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- (1) 里親は、活動区間の〔歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業等を行い〕、良好な環境の保持に努める。
- (2) 市町村は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- (3) 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。

また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

### （安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

### （ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを市町村の分別方法に従って分別した後、処理を市町村に依頼するものとする。

### （新たな植栽等の取り扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。



2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

(活動計画等)

第6条 里親は、活動開始前(翌年度以降は4月末日まで)に活動計画書を、また、活動年度終了(毎年3月末日)後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(協定の解除)

第8条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、三者が協議して解決する。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成19年 7月23日

(里親) 団体所在地 東御市田中 210-2  
団体名 田中宿花を育む会  
代表者名

谷城 修一  
土屋 哲男



(市町村) 東御市長

飯島 照



(道路管理者) 長野県  
上田建設事務所長



## 一般県道 東部望月線

### 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

株式会社カクイチ製作所 緑と5S委員会（以下「里親」という。）、東御市長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、一般県道 東部望月線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

#### （活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名 一般県道 東部望月線

区 間 東御市加沢 株式会社カクイチ製作所前  
（延長：約 200m）

#### （役割分担）

第2条 里親、東御市長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は、次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 里親は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。
- （2） 東御市は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3） 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。  
また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

#### （安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

#### （ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを東御市の分別方法に従って分別した後、処理を東御市に依頼するものとする。

#### （新たな植栽等の取扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

- 2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

#### （活動計画等）

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(物品の管理)

第8条 里親は、建設事務所長から貸与又は支給された物品を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(協定の解除)

第9条 三者のいずれかが解除の意志を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、三者が協議して解決するものとする。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成28年1月6日

(里親)

団体所在地

長野県東御市加沢443番地

団体名

株式会社物産製作所 緑とらふ委員会

代表者名

竹内孝志

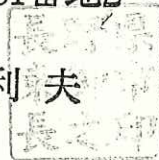


(市町村)

長野県東御市奥281番地2

東御市役所

東御市長 花岡 利夫



(道路管理者)

長野県上田建設事務所長

河西明彦





一般県道 東部望月線  
信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

一般県道丸子北御牧東部線改良促進期成同盟会（以下「里親」という。）、東御市長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、一般県道 丸子北御牧東部線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

（活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名 一般県道 丸子北御牧東部線  
区 間 東御市 田楽平地区 から 羽毛山地区 まで  
（延長：約 8.8km）

（役割分担）

第2条 里親、東御市長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は、次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 里親は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。
- （2） 東御市は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3） 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。  
また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

（安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

（ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを東御市の分別方法に従って分別した後、処理を東御市に依頼するものとする。

（新たな植栽等の取扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

- 2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

（活動計画等）

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(物品の管理)

第8条 里親は、建設事務所長から貸与又は支給された物品を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(協定の解除)

第9条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、三者が協議して解決するものとする。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成29年 2月28日

(里親)

団体所在地 東御市県281番地2

団体名 一般県道丸子北御牧東部線

改良促進期成同盟会

代表者名

会長 鳴澤康一



(市町村)

東御市長

茨岡利夫



(道路管理者)

長野県上田建設事務所長

竹内敏昭





一般県道立科小諸線、一般県道東部望月線  
信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

畔田区（以下「里親」という。）、東御市長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、立科小諸線、東部望月線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

（活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名 一般県道立科小諸線、一般県道東部望月線

区間 東御市 南部～立科町境、宮～佐久市境（延長：2900m）

（役割分担）

第2条 里親、東御市長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は、次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1）里親は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。
- （2）東御市は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3）建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。  
また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

（安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

（ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを東御市の分別方法に従って分別した後、処理を東御市に依頼するものとする。

（新たな植栽等の取扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

- 2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要がある場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

（活動計画等）

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(物品の管理)

第8条 里親は、建設事務所長から貸与又は支給された物品を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(協定の解除)

第9条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、三者が協議して解決するものとする。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成31年3月22日

(里親)

団体所在地  
団体名

東御市畔田区



代表者名

青木周次

(市町村)

長野県東御市長 花岡利夫

(道路管理者)

長野県上田建設事務所長 荻野厚





主要地方道 小諸上田線  
信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

株式会社塩沢産業（以下「里親」という。）、東御市長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、主要地方道小諸上田線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

（活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名 主要地方道 小諸上田線  
区 間 東御市 和（オートライフ塩沢 SS 前） （区間：50m）

（役割分担）

第2条 里親、東御市長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は、次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 里親は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。
- （2） 東御市は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3） 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。  
また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

（安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

（ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを東御市の分別方法に従って分別した後、処理を東御市に依頼するものとする。

（新たな植栽等の取扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

- 2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

（活動計画等）

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(物品の管理)

第8条 里親は、建設事務所長から貸与又は支給された物品を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(協定の解除)

第9条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、三者が協議して解決するものとする。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

平成31年3月25日

(里親)

団体所在地  
団体名

長野県北佐久郡立科町大字宇山621番地  
株式会社塩沢産業

代表者名

代表取締役 山口英俊



(市町村)

長野県東御市長 花岡利夫



(道路管理者)

長野県上田建設事務所長 荻野厚





## 主要地方道 東御孺恋線

### 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

株式会社タイヨーエンジニア（以下「里親」という。）、東御市長及び長野県上田建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、主要地方道 東御孺恋線における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

#### （活動区間）

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名 主要地方道 東御孺恋線  
区 間 東御市 奈良原地区（36番観音前） ～ 群馬県境 （延長 5.8km）

#### （役割分担）

第2条 里親、東御市長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は、次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1）里親は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。
- （2）東御市は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- （3）建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。  
また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

#### （安全対策）

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

#### （ゴミの処理）

第4条 里親は、回収したゴミを東御市の分別方法に従って分別した後、処理を東御市に依頼するものとする。

#### （新たな植栽等の取扱い）

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

- 2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

#### （活動計画等）

第6条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動計画書を、また、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(物品の管理)

第8条 里親は、建設事務所長から貸与又は支給された物品を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(協定の解除)

第9条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、三者が協議して解決するものとする。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

令和元年 5月 10日

(里親)

株式会社 タイヨ-エンジニア  
代表取締役社長 佐藤 若明



(市町村)

東郷市長 茂田 利夫



(道路管理者)

上田建設事務所長

蓬田 陽

